

天栄村新生活・住まいづくり応援助成金



天栄村では、転入する若者世帯の住宅取得等を応援します。

【助成の対象及び要件】(いずれにも該当すること)

- ◆ 世帯主（世帯主の配偶者）が40歳未満の婚姻世帯、又は世帯主（世帯主の配偶者）が50歳未満で中学生以下の子供がいる世帯、同じく父子・母子世帯
- ◆ 村外から転入した若者世帯（世帯員すべてが転入の日の前日まで2年以上継続して村外に居住していた世帯）
- ◆ 天栄村の住民基本台帳に登録がされ、かつ自ら所有する住宅（本助成金の対象住宅）に引き続き5年以上居住すること（5年未満の場合は返還措置があります。）
- ◆ 新築・中古住宅等は、玄関、居住室、台所、便所、浴室を備える独立した一戸建て住宅で、居住用部分の面積が55㎡以上であること
- ◆ 住宅の工事請負契約締結日又は売買契約締結日から起算して60日を経過する日までに必要書類を添えて、事前申し込みをすること
- ◆ その他「天栄村新生活・住まいづくり応援助成金交付要綱」に適合すること

【助成金額】

◆ 対象経費の2分の1以内又は下表により算出した額のいずれか低い方の額

区分 建物要件	基本額 (単位:万円)	加算額 (単位:万円)			
		転入者	二・三世代 同居・近居	子育て世帯 中学生以下1人 につき10万円 (上限30万円)	村内業者で 建築 又は増改築
新規住宅取得	50	50	20	10	20
中古住宅取得	20	50	20	10	20
2親等以内の親族 が居住中の物件 で、増改築後に同 居する転入世帯	10	10	10	10	10

※ 助成対象者が住宅を共有する場合には、持分を乗じて算定します。

※ 福島県の「来て ふくしま 住宅取得支援事業」の対象となる場合には、併せて実施します。県の事業に該当するときは、本村の場合で最大90万円の補助が加算されます。

【お問い合わせ先：企画政策課 TEL0248-82-2333】